

平成 26 年 1 月 30 日

大和証券投資信託委託株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

ダイワ新興アセアン中小型株ファンドー5つの芽ー

当社は、平成 26 年 2 月 28 日に「ダイワ新興アセアン中小型株ファンドー5つの芽ー」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

1. ファンドの特色

1 新興アセアン諸国の中小型株式に投資します。

- 当ファンドにおける新興アセアン諸国とは、マレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンおよびベトナムの5カ国をいいます。



- 当ファンドにおける中小型株式とは、以下の基準を満たした銘柄をいいます。

中小型株式の基準

下記①、②のうち、取得時において、マレーシア、タイ、インドネシアおよびフィリピンのMSCI 大型株インデックス構成銘柄の企業が発行する株式を除いた銘柄を中小型株式とします。

- ① 新興アセアン諸国の金融商品取引所に上場等されている株式
- ② 新興アセアン諸国以外の金融商品取引所に上場等されている当該諸国企業の株式

※「株式」には、DR(預託証券)を含みます。

※「上場等」とは、上場、店頭登録、上場予定または店頭登録予定をいいます。

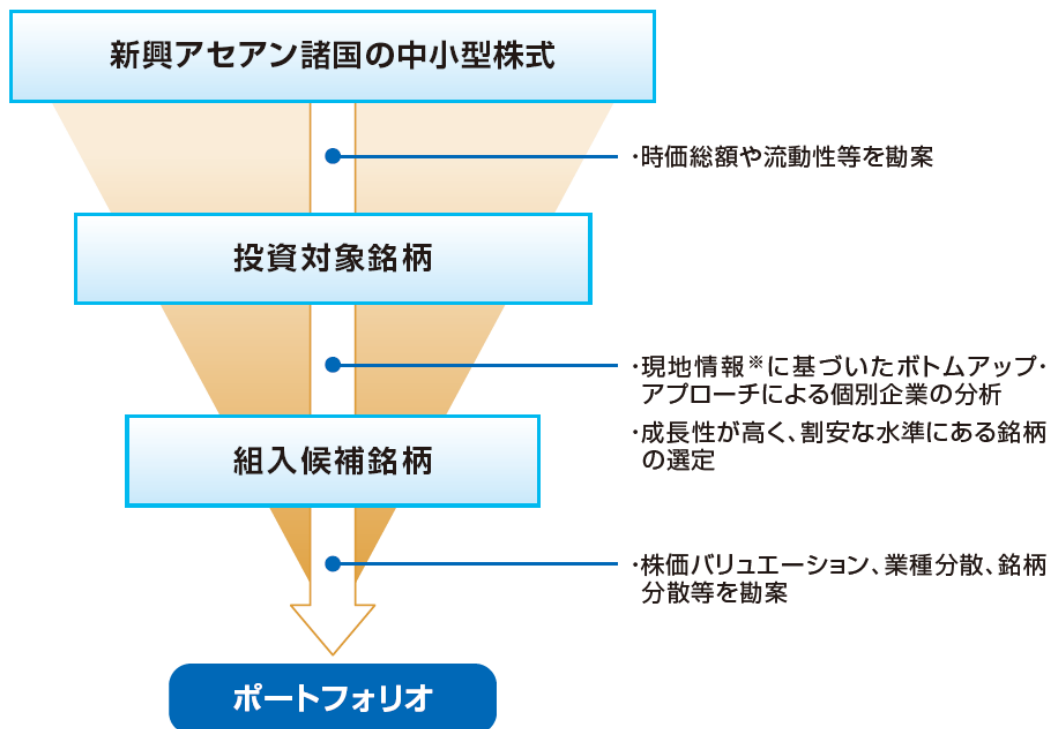
- 上記の基準は、平成26年1月時点のものであり、将来変更となる場合があります。

*DR : Depositary Receipt の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。

●ポートフォリオの構築にあたっては、次の方針で行なうことを基本とします。

- 時価総額や流動性等を勘案して投資対象銘柄を選定します。
- 投資対象銘柄について、現地情報に基づいたボトムアップ・アプローチにより個別企業の分析を行ない、成長性が高く、割安な水準にある銘柄を組入候補銘柄として選定します。
- 株価バリュエーション、業種分散、銘柄分散等を勘案し、ポートフォリオを構築します。

ポートフォリオ構築プロセス



※下記の現地証券会社等の情報を活用します。
(平成26年1月時点のものであり、将来変更となる場合があります。)

会社名	国	概要
アフィン・インベストメントバンク	 マレーシア	傘下に銀行やイスラム金融公社等を有するアフィングループの証券会社です。
タナチャート証券	 タイ	傘下に銀行や保険会社等を有するタナチャートグループの証券会社です。
バハナ証券	 インドネシア	ジャカルタに本部を置く政府系証券会社です。
DBP-大和証券キャピタル・マーケットズフィリピン	 フィリピン	フィリピン開発銀行、ユーチェンコグループおよび大和証券の合併会社です。
サイゴン証券	 ベトナム	民間独立系証券会社の先駆けであり、ホーチミンに本部を置く証券会社です。

- 株式の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

●当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想される
とき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が
行なわれないことがあります。



毎年2月27日および8月27日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

MSCIマレーシア大型株インデックス、MSCIタイ大型株インデックス、MSCIインドネシア大型株インデックスおよびMSCIフィリピン大型株インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

2. 投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

株価の変動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。 組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。 中小型株式については、株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動するリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響する可能性があります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。 組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

3. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	販売会社が別に定めるものとします。 購入時の申込手数料の料率の上限は、 3.15%*(税抜 3.0%) です。 *消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、 3.24% となります。
信託財産留保額	ありません。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用	
運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に対して 年率 1.7325%*(税抜 1.65%) *消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、 年率 1.782% となります。 ※運用管理費用は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
委託会社	年率 0.80%(税抜)
販売会社	年率 0.80%(税抜)
受託会社	年率 0.05%(税抜)
*左記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。	
その他の費用・ 手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ※投資対象国によっては、ファンドが株式への投資によって得た配当金に対して課税される場合があります。 ※「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

4. ご参考

ファンド名	ダイワ新興アセアン中小型株ファンドー5つの芽ー
購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	① 当初申込期間 1万口当たり1万円 ② 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	① マレーシア証券取引所またはインドネシア証券取引所のいずれかの休業日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
購入の申込期間	① 当初申込期間 平成26年2月17日から平成26年2月27日まで ② 継続申込期間 平成26年2月28日から平成27年5月20日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
設定日	平成26年2月28日
当初募集額	300億円を上限とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。

購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けた購入の申込みを取消すことがあります。
信託期間	平成 26 年 2 月 28 日から平成 31 年 2 月 27 日まで 受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長できます。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年 2 月 27 日および 8 月 27 日（休業日の場合翌営業日）
収益分配	年 2 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	500 億円
公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ [http://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します。
運用報告書	毎計算期末に作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です（平成 26 年 1 月 1 日以降）。 なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。
販売会社	大和証券
受託銀行	三井住友信託銀行

5. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上